

不足額給付 I（対象例になりうる例）

（例 4）

令和 6 年中に子供が生まれ、扶養親族が増加した

例）課税者・妻の 2 人世帯 → 課税者・妻・子（1 人）の 3 人世帯に変更した場合

令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の扶養状況

令和 6 年 1 2 月 3 1 日時点の扶養状況

令和 6 年分推計所得税	40,000
所得税定額減税可能額	60,000
減税しきれない額 (①)	20,000
令和 6 年度分個人住民税所得割額	30,000
個人住民税定額減税可能額	20,000
減税しきれない額 (②)	0
令和 6 年度調整給付額 (①+②)	20,000
↓ 1 万単位で切り上げ	
令和 6 年度調整給付額 (③)	20,000

令和 6 年分所得税（実績）	40,000
所得税定額減税可能額	90,000
減税しきれない額 (④)	50,000
令和 6 年度分個人住民税所得割額	30,000
個人住民税定額減税可能額	20,000
減税しきれない額 (⑤)	0
本来給付すべき額 (④+⑤)	50,000
↓ 1 万単位で切り上げ	
本来給付すべき額 (⑥)	50,000

所得税定額減税可能額 = (本人 + 扶養親族数) × 3 万円
 個人住民税定額減税可能額 = (本人 + 扶養親族数) × 1 万円

差額⑥－③の30,000円を不足額として給付
 ※端数は1万円単位で切上げ

* 扶養親族数については、令和 6 年分所得税は令和 6 年 1 2 月 3 1 日時点、令和 6 年度分個人住民税は、令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の判定しているため、個人住民税の定額減税可能額は変動しません。